

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 協働による計画の推進

地域には、多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取り組みに加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体と連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

#### (1) 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、自治会等に参加することで、地域との関わりを持ち、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことに努めます。

#### (2) 福祉サービス事業者及びNPO法人等の役割

福祉サービス事業者及びNPO法人等は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、行政と協働して、本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。そこで、社会福祉協議会では、今後、誰がどのように取り組みを進めていくかを話し合い、自治会、民生委員・児童委員及び地区社協との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役としての役割を担います。

### (4) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、関係各課からなる組織を設置し、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

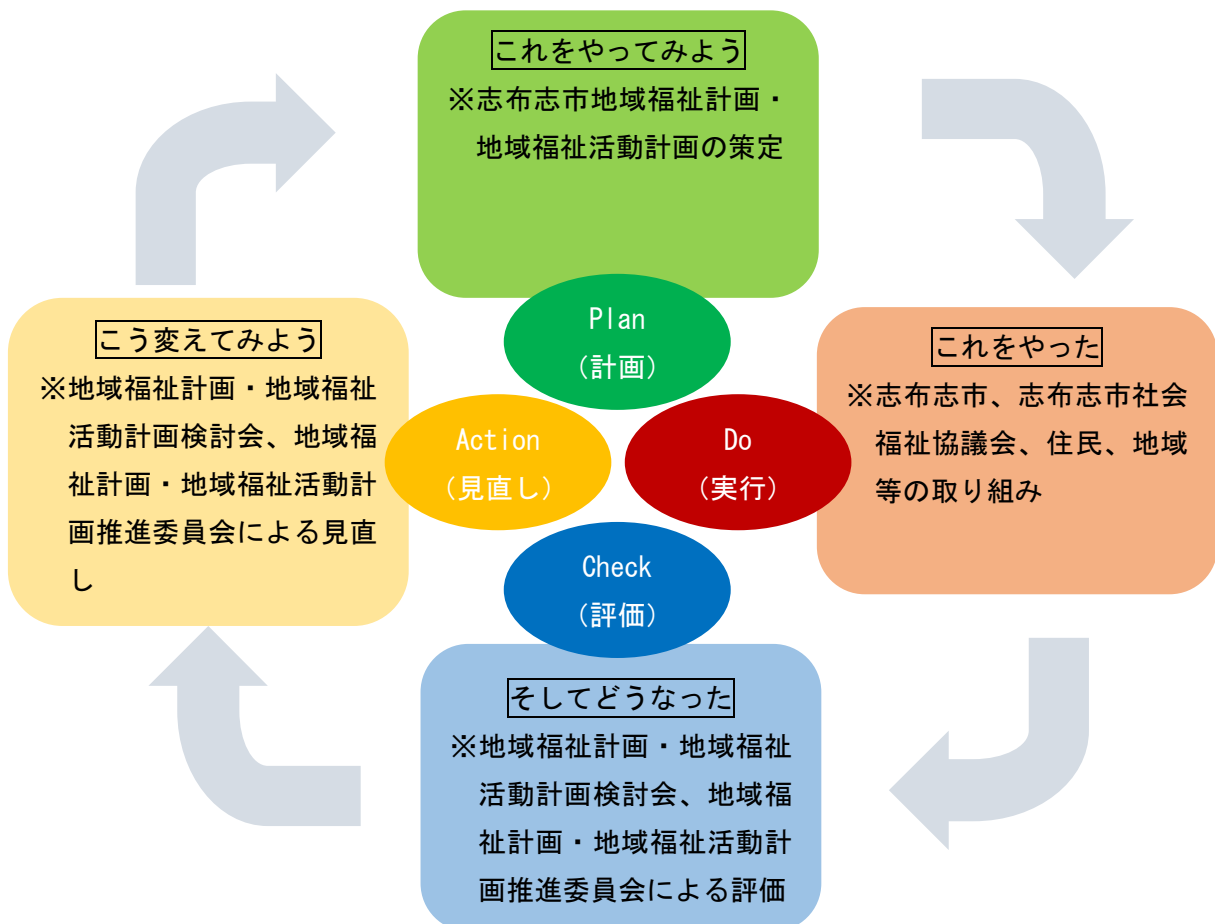
## 2 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、社会情勢や住民意識等の変化を的確に捉え、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついていないかを検証する必要があります。本計画の着実な推進のため、庁内体制については、平成25年度に設置された「地域福祉計画・地域福祉活動計画検討会」において、意識啓発及び情報の共有を図り、全庁的な協議を行うとともに、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

また、計画策定の間際にあたる3年目で、これらを総合的に評価・検討し、計画の内容に必要な見直しを行います。

計画の評価及び点検については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

なお、見直しした内容については、評価と併せて広報紙やホームページ等を活用して市民に広く公開していきます。



## (1) 行政

### ① 担当部署による自己評価

本計画の各施策・事業について、各担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

### ② 個別計画への反映

行政が策定した各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画と整合性を図りながら推進していくとともに、今後見直される高齢者保健福祉計画及び介護保険計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等福祉関連個別計画に地域福祉計画の内容を反映させていきます。

### ③ 住民への公表

本計画については、地域福祉計画・地域福祉活動計画検討会等で進捗状況のとりまとめを行いながら、広報紙や市ホームページ等により住民へ公表・報告を行います。

## (2) 社会福祉協議会

### ① 住民参加による計画の進行管理

住民・関係機関・団体の参画による小学校区ごとの地区座談会を計画的に開催し、地域福祉活動計画や地区計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

### ② 住民の主体的な計画推進に向けた取り組みへの支援

本計画に沿った住民活動の評価表の作成や計画の啓発活動等、住民の主体的な計画の推進に向けた取り組みを支援します。

### ③ 推進委員会の開催

住民の代表や企業、各関係機関・団体、保健・福祉・医療の代表者等による地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を毎年度開催し、地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。